

平成24年度町田市教育委員会

第5回定例会会議録

- 1、開催日 平成24年（2012年）8月3日
- 2、開催場所 10階 第三、第四、第五会議室
- 3、出席委員
- |     |   |      |
|-----|---|------|
| 委員  | 長 | 岡田英子 |
| 委員  |   | 井関孝善 |
| 委員  |   | 高橋圭子 |
| 委員  |   | 佐藤昇  |
| 教育長 |   | 渋谷友克 |
- 4、署名委員
- |     |  |
|-----|--|
| 委員長 |  |
| 委員  |  |
- 5、出席事務局職員
- |               |       |
|---------------|-------|
| 学校教育部長        | 坂本修一  |
| 生涯学習部長        | 守谷信二  |
| 学校教育部次長       | 内山重雄  |
| （兼）教育総務課長     |       |
| 教育総務課担当課長     | 小瀬村利男 |
| 学校教育部次長       | 佐藤卓   |
| （兼）施設課長       |       |
| 学務課長          | 田中英夫  |
| 保健給食課長        | 高橋良彰  |
| 指導課長          | 小池慎一郎 |
| 指導課教育センター担当課長 | 谷博夫   |
| 指導課担当課長       | 吉川清美  |
| 統括指導主事        | 安齊和樹  |
| 指導主事          | 長田猛   |
| 生涯学習総務課長      | 神田貴史  |
| 生涯学習センター長     | 熊田芳宏  |
| 生涯学習センター課長補佐  | 小林正広  |

生涯学習部図書館担当部長 (兼)図書館長	尾留川 朗
図書館市民文学館担当課長 (町田市民文学館長)	横須賀 秀 男
図書館副館長	近 藤 裕 一
図書館担当課長	吉 岡 一 憲
書 記	持 田 優 子
書 記	増 田 和 博
速 記 士	帯 刀 道 代

(株式会社ゲンブリッジオフィス)

## 6、提出議案及び結果

議案第32号	2012年度町田市教育委員会の施策等に関する点検及び評価(2011年度分)について	原 案 可 決
議案第33号	町田市立学校学校支援地域理事の任命について	原 案 可 決
議案第34号	町田市立学校設置条例の一部を改正する条例(案)について	原 案 可 決
議案第35号	条件附採用期間にある教育職員の正式採用決定に係る内申について	承 認
議案第36号	都費負担教職員の休職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承 認
議案第37号	2013年度使用教科用図書(小学校)の採択について	原 案 可 決
議案第38号	2013年度使用教科用図書(中学校)の採択について	原 案 可 決
議案第39号	2013年度使用教科用図書(特別支援学級用)の採択について	原 案 可 決
議案第40号	町田市立図書館設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(案)について	原 案 可 決

7、傍聴者数                    3名

## 8、議事の概要

午前 10 時 02 分開会

委員長 ただいまより町田市教育委員会第 5 回定例会を開会いたします。

本日の署名委員は井関孝善委員です。

日程の一部変更をお願いいたします。日程第 2、議案審議事項のうち、議案第 35 号、36 号は非公開案件ですので、日程第 3、報告事項終了後、一たん休憩をとり、日程第 4 として、関係者のみお残りいただき、審議をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきますと思います。

以下、日程に従って進めてまいります。

日程第 1、月間活動報告に入ります。

教育長より説明をお願いいたします。

教育長 それでは、前回の教育委員会定例会以降、今日に至るまでの教育委員会にかかわる主な活動状況についてご報告を申し上げます。

前回の定例会は 7 月 20 日、金曜日でございました。同じ日に、定例会終了後、教育委員会協議会がございまして、ご承知のように、教育委員会の施策等の点検評価の結果報告についてご協議をいただいているところです。

翌 7 月 21 日、土曜日ですが、文学館ことばらんどにおきまして、「いき mono がたり展 - 『ファール昆虫記』 & 『シートン動物記』の世界 - 展」という企画展がオープンいたしましたので、そのオープン記念式典に伺ってまいりました。既に各委員の皆様もご承知かと存じますが、会場内に、いわゆる文学館としては非常に珍しいと思いますけれども、オオカミあるいはクマ等の動物の剥製、あるいは虫の標本等も展示されておりました、なかなかユニークな展示になっていると思っております。

7 月 24 日、火曜日、教育管理職選考事務説明会がございました。これは事務説明会と同時に激励会も兼ねていたわけでございまして、近年、教育管理職の受験者が減少傾向にある中で受験をしてくださる皆さんに対して、激励のごあいさつをいたしました。

7 月 25 日、水曜日、この日は中学校の連合音楽会のうちの吹奏楽の部が、市民ホールで行われましたので、岡田委員長ほか各委員の皆様とともに行ってまいりました。それぞれの学校が熱演を披露してくださっておりました。特に冒頭のゆくのき学園は、人数が少ない中でも大変頑張っているなという印象を持ちました。

同じ日に、中学校の校長会のほうから、平成24年度予算編成に向けて、予算要望をいただきました。来年度の予算編成に対し、それぞれ具体的な内容について、校長会からご要望いただき、意見交換をいたしました。

やはり同じ日に、教職員組合の役員が、年度がわりによって新しく決まったということで、ごあいさつにお見えになりましたので、学校教育部の管理職とともに、意見交換をいたしました。

翌26日は、2012年度の授業力・教育課題研修が桜美林大学の多摩アカデミーヒルズで行われました。これは26日、27日の日程で行われたものでございますが、例年、桜美林大学のご協力をいただきまして開催をしているものでございまして、その研修の授業風景を拝見してまいりました。

27日、金曜日は、青少年問題協議会の定例会がすみれ会館で開催されましたので、出席をしております。夏休み期間でございますので、テーマが子どもを非行・犯罪から守る取り組みということで、それぞれの出席委員の中からさまざまな意見が出されたところでございます。時節柄、昨今の一連の報道にございましていじめ問題にも話は広がっております。

7月29日の日曜日ですが、南多摩親善少年野球大会の開会式が野津田球場で行われましたので、これに出席し、激励のごあいさつをしております。南多摩地区の小学校5年生を対象とした大会でございます。

7月30日の月曜日ですが、通学区域検討委員会の報告書ができ上がりましたので、玉川大学の北村先生が委員長、地元町内会の代表であります高橋会長が副委員長で、このお2人から検討委員会の報告書を受領いたしました。具体的には鶴川中学校の通学区域についての検討結果でございます。これにつきましては、後ほどの報告事項の中で説明があると思います。

同じ日に、第62回社会を明るくする運動の町田大会が市民ホールで開催されましたので、岡田委員長とともに開会式典に出席をしております。

やはり同じ日に、平成24年度の予算編成に向けた小学校の校長会からの予算要望ということで、中学校のときと同様にお話を伺いました。

8月1日の水曜日は、第2回生涯学習審議会が開催されました。生涯学習審議会におきましては、町田市における生涯学習の進め方について諮問を行ったところでございまして、これについての答申をお願いしてまいりました。

昨日、8月2日は、東京都教育庁の神楽坂庁舎におきまして、校長任用審査の面接がございましたので、面接官として終日これに従事をしてまいりました。

私からは以上でございます。

委員長 両部長から何かございましたらどうぞ。

学校教育部長 特にございません。

生涯学習部長 特にございません。

委員長 では、各委員から報告をお願いいたします。

高橋委員 6月26日、東京都市町村女性教育委員研修会に参加いたしました。前回の教育委員会定例会でも午前の部の発表をしましたが、今回は午後から行われた情報交換のことについて報告いたします。

東日本大震災以降の学校の防災対策に係る各種の取り組みについてというテーマで、各市4分程度で11市が発表いたしました。どの市も今年度、各小中学校で昨年度作成した防災マニュアルを、さらに各学校の地域の特性や児童・生徒等の実態に応じて新たに作成し直していることは共通していました。また各市とも、各小中学校で避難訓練を必ず実施していることも共通していましたが、その中でも特徴的な避難訓練がありましたので、紹介いたします。

1つ目は、地域の避難所などになっている学校において、実際に地域の自治体とともに避難所を開設するところまで行うという避難訓練です。さらには、炊き出しの訓練や実際に体育館で寝てみるまで行うという徹底した訓練をするところもあるようです。11市のうち5市が、今年度避難所開設までの避難訓練を行うということでした。このような避難訓練は学校だけでできることではなく、学校と地域と行政が一緒になってやっていかなくてはならないと思いますが、必要な訓練だと思いました。

2つ目は、これは町田市での取り組みですが、6月29日に小山田小学校、小山田南小学校、小山田中学校の3校が合同で地域防災会議を開き、そこに地域の防災担当の方にも来ていただき、現状確認と連携について話し合いを行ったそうです。そして来月3日には3校合同の防災訓練を行うそうです。地域の小中学校が合同で訓練を行うことで、小学校、中学校両方に子どもがいる保護者にとっては有意義な訓練になることと思います。訓練の結果をぜひ伺ってみたいと思っています。

そのほかのことですが、各市とも各学校の耐震工事は、来年度終了するところもありましたが、ほとんどは終わっている状況でした。これからは天井の材質やその状況、窓ガラ

ス、家具などの非構造物への対応を考えていくということでした。家具類の固定や窓ガラスに飛散防止フィルムを張るなど、建物の中の危険なものについて調査をし、対応していかななくてはならないということでした。地震発生時における非構造物のもたらす危険について、実際、被災地の学校へ出向いて調査をされた市もありました。各市の取り組みは、情報に関することや、水や食糧の備蓄についてなど、ほかにもいろいろあり、大変有意義な発表会だったと思います。

7月2日、第1回学校図書館担当者研修会に参加してきました。この研修会には各小中学校の図書指導員の方が集まってくださいました。最初に日本学校図書館学会監事で玉川大学教職大学院の井出教授が、学校図書館と図書指導員の役割と実際という講義を、ご自分がかかわられた学校の図書館内の写真を見せてくださりながら、すぐに役立つ内容で話をしてくださいました。

次に、あらかじめ図書指導員さんにはアンケートをとった上で、テーマ別でグループ協議会が開かれました。各指導員さんはご自分の関心のあるテーマのところで話し合いを持たれ、意見を出されていました。指導員の方々の中には、長年なさっている方もいらっしゃるし、今年度からなられた方もいらっしゃるりで、テーマによっては話し合いが難しいところもあったり、また、互いに情報を交換し、時間が足りないくらいよく話し合っているグループもありました。図書指導員になって間もない、または、本年度よりなられた方々からは、傷んだ本の修理の仕方や本の整理の方法、古い本の廃棄の基準を知りたい、新しい本を購入するときの参考資料が欲しいなど、意見が出されていました。

第1回目の研修会はグループでの協議会もいいのですが、そういう新しい指導員の方々を対象とした実際的なことを学べるような研修が必要だと感じました。来年度の研修では、ぜひ新しく図書指導員になられた方々が、自信と希望を持って働けるような研修を取り入れてほしいと願います。

最後に、これは活動報告ではないのですが、大津市の男子中学生が自殺した問題からさまざまないじめ問題が取り上げられている現在、私の周りの保護者からは、町田市としてはいじめ問題にどのような対処をしているのかなど聞かれるようになってきました。学校によっては、早速7月の「学校だより」の中でいじめについて取り上げ、保護者に、何かあったらいつでも学校に申し出てくださいというようなことを書いてくださっていたり、朝礼で子どもたちにいじめについて話してくださったことが書いてあったり、また文部科学省の24時間いじめ相談ダイヤルの案内が書かれていたり、保護者に安心感を与えるよ

うな対応をしてくださっている学校もありますが、いじめ問題には一切触れていないおたよりもありました。2学期が始まったら、いじめ防止の取り組みについて、また家庭との連携の大切さなどを知らせるようなことを、各学校で、ぜひしてくださるとありがたいと思っています。

私は、さまざまないじめと思われる事件が起こる中で、どうしていじめられている子どもが保護者に、いじめられていることや助けてほしいと言えなかったのか、言ってもらうためにはどうしたらよいのかなど、保護者も、家庭のあり方や子どもとの関係をいま一度見直していかなくてはならないと感じています。子どもがいじめを苦しんで自殺するというような悲しい事件が二度と起きないように、学校と家庭がともに連携して協力していくにはどうしたらよいのか、学校と家庭、双方で考えていかなくてはならない大きな問題だと思っています。

以上です。

委員長 今、高橋委員からのご報告をいただいたところで、図書館長と指導課長に確認したいのですが、本の扱いについての研修というのは、以前、学校図書指導員でやってくださったと思うのですが、毎年ではなく、何年かに1度ということですか。そのあたりのところをもう一度ご説明いただけますでしょうか。

生涯学習部図書館担当部長兼図書館長 現在ですと、図書指導員に対する研修については毎年行っているという状況です。こちらが主催するというよりは、学校教育部で主催してもらって、こちらが会場等、またアドバイザーとして職員が入る。グループで討議を行ったりする際に、図書館員が疑問等についてお答えしたりするような形で行っております。

委員長 今、高橋委員からは、新しく学校図書指導員になられた方が、この本は捨てていいのか捨てていけないのかという基準とか、図書の修理の仕方がわからなくて困るというような声が聞かれたということだったんですけれども、そうしたことについては、実際の活動は各学校での話ということになっているのですか。それとも図書館で場所を提供するような形で集めてある程度されているような話ですか。

生涯学習部図書館担当部長兼図書館長 実際のところは、図書館ではそこまでの対応というのは行われておりません。具体的には図書の保存・除籍に関しましては、やはりそれぞれの図書館の状況がございますので、そのあたりのところを勘案して、学校教育部の図書館のほうで行っているという実態です。図書指導員からお問い合わせがあった場合には、こちらの保存や除籍の基準についてお話をすることはございますけれども、新任の



方を集めて行うという部分については行っておりません。

委員長 基本的には各学校での対応ということですね。

では、今のことで指導課からお願いします。

指導課長 図書館の中での例えば図書の廃棄等については、基本的には学校の図書館司書を中心に行っているものと思っています。ただ、蔵書管理の一部とか、レファレンス業務についてはお願いをしているところもございますので、その辺の研修を毎年やっていく。ご質問にあった、初めてなられた方とベテランの方ではかなり差異もありますので、今年度についても、新しい方については、最初の基礎的な段階も研修の中で取り入れてはおります。それと、経験年数の差異をかんがみて、いわゆるグループ討議というところで、その方の経験年数に応じた課題別の研修を実施しているところです。ただ、今後についても新しい方が入る可能性もありますので、そのような基礎的な研修は今後も続けていきたいと思っております。

委員長 2点目のいじめに関する報道があつてからの保護者の方のご心配ということで、学校によっては、余り反応が見られなかったということですが、そのあたりは指導課では何か考えておられますか。

指導課長 学校の中で、取り組まれている学校、そうでない学校というお話があつたのですけれども、恐らく実際に認知されている発生件数によっても、学校のとらえ方は違つたのかなというふうには思っております。ただ、今、一連の問題が非常にクローズアップされているところもありますし、今後9月の「学校だより」の中で、各校長から、いじめについての各学校の対応とか、いじめの問題についての文章を載せていただくことになっております。

教育長 つけ加えます。今のいじめの関係ですが、「学校だより」については、今、指導課長が申し上げたとおりです。全校悉皆で取り上げるよう既に手配を始めております。また、夏休みの終わり、2学期の始まる直前に、臨時校長会を開催して、いじめに対する取り組みについて、教育委員会から学校側に改めてお願いをすると同時に、各委員の皆様にもご出席いただくということで計画をしているところです。

委員長 では、井関委員から報告をお願いいたします。

井関委員 今日は自由民権資料館のイベントと、夏の授業力・教育課題研修について報告いたします。

自由民権資料館では、6月の教育委員会定例会で開催案内がありましたが、7月14日か

ら9月2日まで企画展「絵図で見る町田 - P rat 2 - 」が開催されています。7月14日の初日の展示解説、ギャラリートークですが、参加しました。各町村の縮図に基づいた展示ですが、今回は町田市の東部と南部で、2010年夏休みのP rat 1 と合わせますと、残りは忠生と堺地区になるそうです。

参加者が30人ぐらいと多いのでびっくりしたのですが、半数の方が途中で別室の会議に移動されました。そこは3年間続いている民権カレッジの卒業生の集まりで、その日は資料館の学芸員による講演があったとのこと。参加者はかなり詳細なことをご存じで、学芸員が調べてないことまでもつけ加えて説明してくれました。やはり身近に接している頻度が非常に多いということじゃないかなと思います。

1886年に地租改正のために作成された南多摩郡各町村縮図というのが中心なんですけど、そのほかの絵図というのは、大変詳細なんですけれども、大変と言っても絵ですから、今の5万分の1とか、そういう地図ではありません。大体土地争いに関するもので、関係する資料も展示されていました。

7月22日に関連イベントの1つで、小川フィールドワークというのがありました。フィールドワークというのは、学芸員の説明では、現地を歩いて、自分の目で見て、これは何だろうかと調べ、その土地と風俗を知る、そういう意味で実行しているということでした。つくし野駅前に集合して、午前中、付近の神社、寺院、さらに自由民権で有名な細野喜代四郎の墓などを回りました。

学芸員2名が先導ですけれども、先ほど紹介しました民権カレッジOBの3名の方が支援に参加しておられました。特に細野家のご当主、武文氏が参加されていて、地元のことでもよく知っておられますし、土地区画整理で関係のお墓を全部まとめられた由来など、そのような話も聞くことができました。武文氏からは、昨年12月の細野喜代四郎書斎の有形文化財指定とその移築計画に対して、教育委員会に感謝しているという言葉いただきました。

1つご紹介したいのは、福寿院というお寺があるのですが、その見学で、品川区伊藤国民学校の集団疎開の記念碑を見ていましたら、植木仕事をしている人が説明に加わってくれて、自分が5年生のときに疎開した児童と机を並べて勉強していた。終戦の8月15日に近くの国民学校、現在の南第一小学校ですけれども、そこで駐在している戦車部隊を山田五十鈴が訪問に来るといっているので見に行ったら、兵隊が整列していて、黒い車で来たんだそうです。

また、終戦のラジオ放送を聞いたんだが、何のことかわからず、家に帰って親に説明されてやっとわかったことなどを聞きました。フィールドワークのいいところは、こういう現地の人の生の声を聞くことができるんじゃないかなと再確認した次第です。

私はそのとき、2004年11月の小川小学校創立30周年記念誌を参考に持っていきました。ちょうど小川の歴史が航空写真を含め30ページぐらいにまとまっていて、その日に見学する場所の説明とか、以前の風景写真などが役に立ちました。参加者の方から、それはどこで見ることができるんですかと聞かれたんですが、もちろん近くの小中学校へ行けばあるでしょうけれども、図書館はと思って周年記念誌を検索しますと、小学校では11校、中学校では5校ありました。

この席で何回も提案しているんですけれども、小中学生にもわかる町田の歴史の副教科書に相当するものが再発行できると、こういう意味で大人とか保護者にも役に立つのではないかなと思います。以前は小学生、中学生に配布されていたようですし、隣の横浜市は、開港150周年を記念して、スポンサーがついて、小学生向け、中学生向け別々に発行されて、一定の学年になったときに配布されて、全員に渡されるようになっています。

もう1つは、今年の授業力・教育課題研修が開始されましたが、そのうち7月27日に出席しました。熱中症の予防と、進路指導に関し、近隣高等学校の説明会に出ましたので、報告いたします。2つとも現場ですぐ役に立つ講演でした。

まず熱中症の予防ですが、講師はNPO法人のスポーツセーフティージャパンの代表をされている佐保豊氏で、JOCの医科学強化スタッフをされていますので、ロンドンオリンピック中で大丈夫かなと心配しましたら、佐保氏は冬種目の担当なので大丈夫と言われていました。熱中症の予防とその対処法について、学校へ戻ってすぐ役に立つ具体的なお話をされたのですけれども、特にここでご紹介するのは、佐保氏はアメリカで修行して、それ以外の外国の経験もありますので、日本で不足していることをご紹介しようと思います。つまり、訴訟社会で育っていますので、それに対処した対策というか、方法をとることによって、結局は事故を防げるということです。最善を望み、最悪に備えると言っておられました。

当日配布された例で言いますと、エマージェンシー・アクション・プランというのがありました。まず競技施設の地図があって、どこにAED、緊急電話、消火器があるか。そして救急車はどこに来るかなどが示されたものです。その下に施設名、住所、競技運営責任者の連絡先、施設管理者の連絡先、病院、消防署、タクシーの電話が明記されていま

す。さらに救命用具として、A E D、担架、救急箱、製氷機についての記述を書く欄がありました。

町田の中学校でも当然内容は知っていると思いますが、それを作成して施設ごと、学校ですと体育館と校庭とか、そういう場所ごとに作成してわかるようにすることが必要だということです。例えばA E Dの設置場所などは職員だけが知っているだけでも、アルバイトとか外部指導員にもわかるようにする必要があるということです。

もう1枚は、アクションチェックリストということで、事故が起きたときにどういうことをしたかを記録する書式ですが、事故の状況把握として、ニュースで必須とされる5 W 1 H、つまり、だれが、いつ、どこで、何を、どのように、どうしてを記録して、さらに、どのような判断、手当をしたか、連絡、指示は、調達、誘導はなどとなっていました。この2つを作成しないと、事故が起これば、まず外国では訴訟問題になり、場合によっては刑事罰になるということです。佐保氏は講演の最後に、聴講生に対して、難しいものではないので、学校へ戻ったら、ぜひ作ってくださいとまとめられていました。

最後ですが、授業力・教育課題研修の1講座として、進路指導に関する近隣高等学校の説明会が町田高校で開催されました。登録人数は30人だったんですけども、当日は中学校から約50名が出席されて、各高校、多目に用意したんだと思いますが、資料40部がなくなってしまいました。近隣の高校の状態を知るのにもいい機会だと思って出席したんですけども、国公立大、有名私立大への進学実績を言うときに、想像していた以上に高校間に大きな格差があることを知りました。

各高校カリキュラムの特徴を説明されましたが、どの高校も部活について宣伝して、来年度から選抜方法が変わる推薦入学に関しては、まだ都教委の許可がおりてないんですがという前置きで、各高校の悩みながらの工夫が紹介されていました。そして、ぜひ自分の高校へ見学に来てほしい。中には、来ないと道を誤りますというような説明もありました。例えばある学校の授業は、実習が多くて忙しくて、勉強が嫌いだから手に職をつけたいなどというのは無理な話だ、それからスポーツ科では、希望したスポーツは部活動でも同じ種目をやらなければならないなど、そんなことがあるので、学校へ必ず来てほしいと言っていました。

生活指導に関しては徹底していて、茶髪がゼロという学校も3校ありまして、それを宣伝にしているのですけれども、以前は茶髪が当たり前だったんですけども、厳しく指導することによってゼロにできた。結果として高校入試の倍率も上がったという高校もありました。

中学生が見学に行ったときに、茶髪が多過ぎて、こんな学校に行きたくないという心情だったんでしょう。茶髪をゼロにした高校は、どこも生活指導が厳しくて、毎回呼び出されるので、生徒のほうがあきらめたということで茶髪をやめたそうです。定時制を含め、約10校の説明を聞きましたが、入学してくる生徒の学力が低いことを初めから認めて学校を紹介しなければならない厳しい状況というのがよくわかりました。町田の子は町田で育てようとよく言われますが、参加された高校はどこも町田の中学生が来てくれることを希望していました。ご参考までに当日担当の高橋指導主事の話ですが、市内中学校卒業生のうち、都立高校進学者の約60%が、市内にある都立高校へ進学しているそうです。

以上です。

佐藤委員 8月1日に南第二地区民生児童委員協議会研修会の講師を務めてきましたので、このことについて報告します。ちなみに、南第二地区というのは、成瀬、高ヶ坂の地域を指しています。

児童委員の任務は、その活動要領の中に示されているのですが、「児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進に関する地域の自主的な活動の中心として、住民、団体と協力してその推進を図り、児童福祉施設、地域において児童の健全育成を行う者等と連携し、これを支援するとともに、児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努める」、このように示されています。

こうした任務を全うするために、民生児童委員の皆様は日ごろから研修にも取り組まれているわけですが、今回は子どもをめぐる状況がよくつかめていない面もあるということで、教育にかかわってきた私に講師を求めてきたようであります。

私に連絡をしてきた南第二地区民生児童委員協議会の担当者は、当初、不登校のことに関心があったようでしたが、私のほうから現在話題になっているいじめについて取り上げたいと申し出て、このことを中心に話をしてきました。

いじめのことを取り上げようとした理由ですが、大津市の中学生が自殺した問題にかかわる報道が連日なされるようになって以来、日に日にその内容が教育関係者に対する批判に終始するようになり、一般の国民や保護者が、一連の報道から得た情報では、誤った理解をしてしまうのではないかという危惧を抱き、もっと冷静に、いじめや子どもをめぐる問題について理解を深めてもらわなければいけないなど考えるようになっていたからです。

テレビや新聞の報道によりますと、大津市で起きてしまった中学生の自殺の原因はいじめであるとして、学校や教育委員会の対応に強い批判が浴びせられ、時には教育委員会制

度にまで言及する解説者を登場させるまでになってしまいました。実際に起きたことが報道のとおりであるとすれば、大津市の学校や教育委員会の対応に確かに問題があると私も思いますが、全国どこの学校や教育委員会も同様の対応しかできていないようなとらえ方をしたり、子どもの中で起こっていることは何でもいじめにしてしまうような取り上げ方をしている報道ぶりには不快感を覚えました。

そこで、今回の研修会では、子どもをめぐるさまざまな問題として、いじめと児童虐待と不登校を取り上げたのですが、いただいた講演時間のほとんどは、いじめについて理解を深めてもらう話に使いました。

話した内容の一部を紹介しますと、いじめとは何か。何でもいじめとしてしまわないで、子どもの活動や言動を冷静に見きわめましょう。2つ目に、いじめは最初は外から見えにくいことが多い。それはどうしてなんだろうか。3つ目に、どうやっていじめに気づき、いじめの解消に取り組んでいったらいいか。4点目に、いじめが発生しにくい環境をどうやってつくっていったらいいか、こういうことについてお話をまいりました。

研修会の最後に、地域の子どもをみんなで守り育てるというテーマで話を展開し、家庭、学校、地域が、おのこの役割と責任を自覚して実践し、互いに協力し合ったり、補い合ったりして子どもを育てていくためには、地域の教育力の担い手としての民生児童委員の皆様への期待は大であり、ぜひ学校との連携も一層深めてほしいという願いをして話を締めくくりました。

私の報告は以上で終わります。

委員長 前回の教育委員会定例会の後でも、教育委員で少し話し合いをしましたが、今回のことも含め、教育委員としてどのような対応があるべきなのかについては引き続き話をしていきたいと思います。

以上で月間活動報告を終了いたします。

次に、日程第2、議案審議事項に入ります。

議案第32号「2012年度町田市教育委員会の施策等に関する点検及び評価（2011年度分）について」を審議いたします。教育長より説明をお願いいたします。

教育長 議案第32号についてご説明申し上げます。2012年度町田市教育委員会の施策等に関する点検及び評価（2011年度分）についてでございます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有

する者の知見の活用を図った上で、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成するものでございます。

先だつての協議会の席でこの内容についてはご議論をいただきました。本委員会においてご承認をいただいた後、議会に報告、そして公表することになっております。その内容は別冊として添付するとおりでございます。

つけ加えますが、先だつての協議会で、文言等も含め、修正のお話をいただきました点につきましては、その内容に沿って修正を終えております。

説明は以上です。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何かございますでしょうか。

井関委員 ちょっと復習になるのですが、2つありまして、1つは、中学生の職場体験は非常に大きな事業だと思うのですが、それが余り書いてないのは、1つは、教育プランの中の基本プランと重点プランで、今回の報告の点検と評価は、重点プラン、重点事業が中心で、そこには中学生職場体験が入ってないから書いてないんじゃないかなと思うのですが、小中一貫教育の中でキャリア教育がありますので、入れようと思えば入れられたのかなという感じもするのですが、その辺はどうでしょうかというのが1つ。

もう1つ、これは私の頭が悪いからかもしれませんが、13ページと書かれた数字のすぐそばに、今言った「小中一貫教育推進事業(小中一貫町田っ子カリキュラムの充実)(指導課)」と書いてあって、22ページにも同じことがもう一度出てきます。(3)「大学連携事業」に「(再掲)」と書いてあって、大学連携事業についても前に同じことが出てきているのですが、再掲という取り扱いをどういうふうに考えればいいのかと思ったんですが、教えていただけますでしょうか。

委員長 1点目は、職場体験についてはどのように取り扱うべきかということで、2点目は、13ページの「小中一貫教育推進事業」については、22ページのものも再掲なのではないかということですね。その文言が入ってもいいのが。

井関委員 それでも結構ですが、再掲の意味ですね。

委員長 そうですね。再掲とおっしゃる意味の確認をしたいということですが、これにつきまして、お答え願います。

指導課長 初めに、13ページのほうに載せてあります「小中一貫教育推進事業」ですが、これはこの事業の中の特に小中一貫町田っ子カリキュラムの規範教育、英語教育、キャリア

ア教育、食育の4つの点について載せているものでございます。それから22ページの「小中一貫教育推進事業(小中一貫指導推進校の指定)」とありますが、これは4領域だけではなくて、市教委のほうで指定させていただいた小学校、中学校のいわゆる連携事業の発表、研究ということで載せておりますので、同じく小中一貫教育推進事業ではあるのですけれども、その中では別の内容になっていきますので、あえて再掲という形にはしておりませんでした。

委員長 括弧内の部分の内容がより詳しく書かれているということですね。

井関委員 これは今のご説明でも字でもはっきりわかりますが、14ページにある「大学連携事業」なんかはどうですか。22ページの(3)も、そういう意味で同じ夏季の研修が書いてあるから再掲かなという感じもしますが。

委員長 「大学連携事業」は幾つかあるんですけれども、その中で14ページと22ページは、内容的にはどちらも夏季研修、授業力アップに関することなので、再掲になっているのだろうかという確認です。

教育長 多分そもそも再掲という意味が違うんだと思います。ここにたまたま再掲という2文字が入っていますけれども、これは消したほうがいいんだろうと思います。つまり、大学連携事業という同じ文言であっても、それぞれ内容が違うわけです。例えば22ページの一番下の(3)の「大学連携事業」のところに14ページの(3)と17ページの(5)と関連というふうにある、それだけであれば、関連するんだよという表現になりますし、仮に今の「小中一貫教育推進事業」についても、もう1つのところと関連するんですよという表現を入れておけば、再掲というのはそもそも同じことをもう一回載せますよということですから、ご指摘をいただいたように、再掲という言葉そのものが間違っているんだろうと思いますので、これを消した上で、それぞれ関連するんですよという説明は各項目に入れるようにすれば、今のご指摘のような話はなくなるのではないかと思います。

井関委員 もともとの教育プランを見たときに、1つの細かい事業があちこちに分散して書いてあったから、当然出てきてもいいんですよという頭があるのですが、ちょっとそれを感じました。

教育長 当然出てきて当たり前だと思います。ただ、再掲という表現が誤解を招くきっかけになったのかなと思いますので、そこは修正をしたいと思います。

井関委員 検討していただければそれで結構です。

委員長 では、そこは修正をしていただくということです。



学校教育部次長兼教育総務課長 もう1点でございますが、7ページをご覧いただければと思います。3の(2)「点検及び評価の対象事業について」ということで、ここに重点プランの考え方を示させていただいておりますが、この中で8ページのほうに、その一覧ということで載せております。今のご指摘の町田っ子カリキュラムにつきましては、今回はこの重点の中には載せていなかった、漏れているということでございます。したがって、来年に向けまして、この辺を再度吟味いたしまして、重点施策に盛り込むかどうかという検討をさせていただければと思っております。

井関委員 今のは、町田っ子カリキュラムは上のほうに載っていますから、中学生の職場体験のことじゃないですか。

学校教育部次長兼教育総務課長 職場体験です。

委員長 ほかに議案第32号についてのご質問、ご意見はございますか。よろしいでしょうか。以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第32号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第33号「町田市立学校学校支援地域理事の任命について」を審議いたします。教育長より説明をお願いいたします。

教育長 続いて、議案第33号についてご説明申し上げます。町田市立学校学校支援地域理事の任命についてでございます。

本件につきましては、町田市立学校の管理運営に関する規則第13条の4の規定に基づく学校支援地域理事について、別紙のとおり学校長より推薦がありましたので、2012年5月1日付、6月1日付及び7月1日付で任命を行うものでございます。任期は2013年3月末日までとなります。

今回をもちまして町田市内の全小中学校の任命が終わることになります。昨年は学校によって、12月になるまで決まらなかったというような学校もございましたが、今年度につきましては1学期中にすべて終了できたということで、改善が図られたと理解をしております。

説明は以上です。

委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何かございますでしょうか。

確認なんです、今回も地域の方とか、地域協力者、有識者等の表現の仕方については来年度以降はわかりやすく、カテゴリーということで、少し統一していくということによるしいですね。

教育長 事務局のほうでその辺は考慮していきたいと思っております。

委員長 以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第 33 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

続きまして、議案第 34 号「町田市立学校設置条例の一部を改正する条例(案)について」を審議いたします。教育長より説明をお願いいたします。

教育長 議案第 34 号についてご説明申し上げます。町田市立学校設置条例の一部を改正する条例(案)についてでございます。

本件についてですが、この条例につきましては、2012年10月8日付の町区域の新設、具体的には金森二丁目から七丁目まで、並びに金森東一丁目から四丁目まででございますが、この新設及び住居表示の実施に伴いまして、この区域にございます南第三小学校、南第四小学校及び南中学校の位置の表示が変更されるために改正を行うものでございます。

なお、都市づくり部のほうでこれに関連する条例を一括して改正するため、この条例につきましては、町田市町区域の新設に伴う関係条例の整理に関する条例として、平成24年(2012年)第3回町田市議会定例会へ上程を行うものでございます。その内容につきましては別紙に添付してある資料をご覧ください。

説明は以上です。

委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何かございますでしょうか。  
——以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第 34 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

続きまして、議案第 37 号「2013 年度使用教科用図書(小学校)の採択について」を審議いたします。教育長より説明をお願いいたします。

教育長 議案第 37 号についてご説明申し上げます。2013 年度使用教科用図書(小学校)

の採択についてでございます。

本件につきましては、義務教育諸学校教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条及び第 14 条並びに同法施行令第 13 条及び第 14 条の規定により、2013 年度使用教科用図書を採択するものでございます。

なお、小学校の教科用図書は、同法第 14 条及び同法施行令第 14 条に規定する同一の教科用図書を採択する期間内であるため、昨年に引き続きまして、別表の図書を採択するものでございます。別表は添付のとおりでございます。

説明は以上です。

委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何かございますか。——以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第 37 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

続きまして、議案第 38 号「2013 年度使用教科用図書(中学校)の採択について」を審議いたします。教育長より説明をお願いいたします。

教育長 議案第 38 号についてご説明申し上げます。2013 年度使用教科用図書(中学校)の採択についてでございます。

本件につきましても、先ほどの小学校と同様の理由により、今回議案を提出するものでございます。採用する図書の一覧につきましては別紙に添付するとおりでございます。

説明は以上です。

委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何かございますでしょうか。——以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第 38 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第 39 号「2013 年度使用教科用図書(特別支援学級用)の採択について」を審議いたします。教育長より説明をお願いいたします。

教育長 議案第 39 号についてご説明申し上げます。2013 年度使用教科用図書(特別支

援学級用)の採択についてでございます。

本件は、根拠法令につきましては、先ほど小中学校のときに申し上げたとおりでございますが、公立小中学校特別支援学級用教科用図書につきましては、特別支援学級の設置校より報告を受けまして、各校の実情に即して別表のとおり選定を行うものでございます。その内容は多岐にわたりますが、別紙に添付した一覧をご覧くださいいただければと存じます。

説明は以上です。

委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何かございますか。

井関委員 特別支援学級の教科書に関しては、各学校の希望からということですが、年度途中で申請することはあり得るのでしょうか。年度途中で、ここにはない本を教科書にしたいんだけどというようなことはあり得るのでしょうかという質問です。

指導課長 あくまでもこれは教科用図書として提出しておりますので、これを中心に行います。ただ、そのほかの補助教材として別の図書を使用するような可能性はあります。あくまでも教科書としては途中で申請をするということにはございません。

委員長 教科書としてはこれで、補助教材としてつけ加えられるものがある可能性はあるということでしょうか。

ほかにはございますでしょうか。——以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第 39 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第 40 号「町田市立図書館設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(案)について」を審議いたします。教育長より説明をお願いいたします。

教育長 議案第 40 号についてご説明申し上げます。町田市立図書館設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(案)についてでございます。

本件につきましては、平成 24 年 10 月 8 日付の町区域の新設及び住居表示の実施に伴いまして、町田市立金森図書館の位置の表示を変更するため改正を行うものでございます。なお、この条例につきましては、平成 24 年(2012 年)第 3 回町田市議会定例会へ上程を行うものでございます。内容につきましては、別紙に添付のとおりでございます。

説明は以上です。

委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何かございますか。  
これは先ほどの 34 号と同じように市議会のほうに上程されるということです。  
以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第 40 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第 3、報告事項に入ります。追加のご報告がございますでしょうか。

では、報告事項 1、教育総務課からお願いいたします。

学校教育部次長兼教育総務課長 ご報告申し上げます。2011 年度町田市立学校施設における防犯カメラの管理状況についてでございます。

本件につきましては、町田市立学校施設における防犯カメラの設置及び管理に関する要綱を定めて、防犯カメラの管理をしているところでございますけれども、この要綱第 10 の 1 項に基づきまして、管理責任者から報告がございましたので、それを本日ご報告申し上げるものでございます。

2 つに分かれておりまして、画像の再生及び外部提供ということで、ご覧のとおり件数で報告があったために、ご報告申し上げます。

以上です。

委員長 以上で報告が終わりました。

教育総務課の報告に関して何かございますでしょうか。

佐藤委員 強盗事件というのは、学校への強盗事件じゃないですね。

学校教育部次長兼教育総務課長 学校内ではございません、近隣の事件で警察から資料請求を受けたものでございます。

委員長 では次に、報告事項 2、施設課。

学校教育部次長兼施設課長 報告事項 2 の鶴川第一小学校改築基本計画について報告いたします。

鶴川第一小学校については、建築後 47 年経過し、老朽化が進んでおるとともに、形状的に普通教室としては扱いにくい六角型教室を抱えております。そして増築を重ねた結果、ゾーニングが崩れ、特別教室や普通教室が分散して配置されている、棟と棟の間は吹き抜けの渡り廊下を使用しなければならないなどの問題点も抱えております。また、今後は児童の増加が見込まれ、増築の必要もございます。以上のような要因を総合的に検討した結

果、鶴川第一小学校においては、大規模な改修工事ではなく、建て替えを行うという結論に至りました。

資料の1ページ目をご覧ください。基本方針といたしましては、「教育力の向上」、「環境への配慮及びランニングコストの縮減」、「防災機能の強化」を挙げております。

「教育力の向上」につきましては、総合的な学習や学級をまたがったの合同授業、習熟度別学習など、小さな教室を多数設けるのではなく、多様な学習形態に対応できるよう、まとまったスペースを必要に応じ区画して使用できるスペースを設けるとともに、児童がみずからの意思で学習や活動ができる環境を整えるため、図書室とコンピューター室、調べ学習室、自習スペースを一体化したスペースを設けます。

「環境への配慮及びランニングコストの縮減」につきましては、断熱や日よけ、風通し、雨水利用などに考慮し、光熱水費の縮減を図るとともに、鶴川第一小学校の特徴でもあるわき水を空調設備、スプリンクラー、ピオトープ等に利用できないか検討いたします。

「防災機能の強化」といたしましては、トイレ機能の充実、シャワー設備の設置、防災倉庫の設置など、避難所機能を強化した体育館といたします。

次に、規模につきましては、校舎約7,700平米等となっており、普通教室は29教室等となっております。今回の改築の特徴といたしましては、仮設校舎を建設することにより、工事中、運動場が使えない状態になることを回避するため、仮設校舎を設置せず、工事を行います。

3ページ目をご覧ください。まず既存の校舎、給食棟を利用しつつ、改築校舎、給食棟を建築いたします。次に、既存の校舎、給食棟を解体し、そのスペースに改築体育館を建設します。改築体育館が完成したら、既存の体育館を解体し、そのスペースにプールを建築いたします。仮設校舎を設置しないため、このような手順で行っていかうと考えておりますが、工期については通常の倍の4年近くかかることとなります。

1ページ目にお戻りください。多様な学習形態に応じて使用できる空間の設置に関してでございますが、現在、鶴川第一小学校では、クラス数は21であり、今後は25クラスまで増加が見込まれております。このようにクラス数が多いため、騒音の面で学習環境に与える影響が大きいと考えますので、近年新設校で採用したオープン型教室を採用せず、かわりに、多様な学習形態に対応できるスペースを設けたいと考えております。

その他の特徴に関してでございますが、4ページ目をご覧ください。学校の外周についてですけれども、学校西側幅員9メートルの鶴川331号線につきましては、学校側には現

在歩道がございませんので、2メートル程度の歩道を検討いたします。また、学校南側幅員6メートルの鶴川912号線につきましては、現況1メートルの歩道がございますが、歩道幅を6メートルにし、半分程度、植栽スペースとし、周辺環境の考慮と児童の通学上の安全確保に努めます。また、学校敷地北側には、わき水を利用したビオトープを設置したいと考えております。

次に、5ページ目をご覧ください。まとまったスペースを必要に応じ区画して使用できるスペースや、図書室、コンピューター室、調べ学習室が一体となったスペースを設けますが、位置につきましては、変更の可能性もございます。また、南側の校舎屋上には、太陽光発電を設置し、緑化を行い、北側の校舎につきましても、太陽光発電の設置を検討したいと考えております。なお、発電能力につきましては、現時点では未定です。南側の校舎につきましては、学校南側の住環境を考慮し、2階建てとしております。

最後に、7ページ目をご覧ください。工事につきましては2014年度に着工し、2017年度に完成する予定でございます。

以上、鶴川第一小学校基本計画に関する報告でございます。

委員長 この件に関しましては何かご質問がございますか。

佐藤委員 鶴川第一小学校だけではないのですが、当時、六角校舎というのが、流行とは言いませんが、これがよしとして建てられた経緯がありますが、今回、六角校舎に対する評価と申しますか、適切でないとか、適切であるとか、六角校舎に対する検討はなされたのでしょうか。

学校教育部長兼施設課長 面積的に今の普通教室は大体60平米で、六角校舎は57から59平米ありますので、面積的には同じなんですけれども、やはり形状の関係で、どうしても大きい生徒というか、高学年の生徒になると、かなりきつくなるということがございます。

あと、六角校舎の場合のメリットは、建築面積が非常に少ない。つまり、廊下部分が真ん中で、六角形のところだけなので、非常に少なくなるというメリットはございます。ただ、当時の六角校舎は、真ん中にらせん階段のような階段がございまして、今、東京都の安全条例上、それは禁止されていますので、そのために、現在は真ん中に階段があるところはございません。そのたびに直しているという状況がございます。

あくまでも面積が少ないというメリットもあるのですけれども、学校からも普通教室としては取り扱いにくいという意見が多いので、今後は六角教室をなるべく壊していきたい

とは思っております。ただ、授業で六角校舎を使っているところは、鶴川第一小学校と南第一小学校の2つでございます。その他は特別教室とか、特別支援学校とか、そのような用途で使用されております。

委員長 ほかにございますでしょうか。

私から、1つは、児童数が大変多い学校で、平面図を見たときに、校庭が狭くなるかなという気が少しするのですが、そこと、もう1点が、工事中、子どもたちが当然通っている間に、工事車がいろいろと入ってくると思うのですけれども、安全の配慮については、工事車両がどこから入るか。

学校教育部次長兼施設課長 工事をやる段階で、搬入路等の検討を当然行いますので、その中で安全性については十分検討していきます。

それと、校庭の面積ですが、現在、鶴川第一小学校は9,000平米ぐらい面積があるのです。ただ、それは有効面積ではなくて、学校の裏とか全部入れた面積で、有効面積は大体6,700平米ぐらいです。3ページの図面を見ていただくとわかるのですけれども、今回、プール部分と、東側校舎と言っているのですけれども、川沿いの校舎、この部分も校庭になります。ですので、既存の有効面積が6,700平米ぐらいですけれども、図上ですが、計算したら、それとさほど変わらないなという印象があったので、見た目はすごく狭いのですけれども、思ったよりも広くなったなと考えております。

教育長 4ページの図を見ていただければ、東側校舎と既存プールがなくなっておりますので、そうすると、広さがかなり実感できるのではないかと思います。

委員長 また楽しみに見せていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

では次に、報告事項3、4、学務課、お願いいたします。

学務課長 それでは、学務課からは、報告事項3番、4番についてご報告いたします。最初に報告事項3、学校選択制度の内容及び名称の変更についてご報告いたします。

学校選択制度につきましては、町田市立学校選択制度等検討委員会報告書といたしまして、本年6月の教育委員会におきまして、その課題と改善に向けた方向につきまして、検討委員会の内容をご報告したところでございます。

本件はその内容に基づきまして、現在の学校選択制度の内容を一部変更するとともに、制度の名称を変更するものでございます。内容の変更は、具体的には3点の変更となっております。

1点目といたしまして、小学校の選択の範囲を、現在、市内の全域から選択できる自由



選択制から、隣接する学校のみを選択できる隣接区域選択制へ変更するものでございます。通学上の安全確保、学校と地域コミュニティの重視、通学区域の広域化に伴う弊害の改善等を考慮いたしまして、報告書の内容に沿った変更となっております。ただし、隣接校以外でも、希望校までの距離が近い状況も考えられるため、通学距離が自宅から 1.5 キロ以内の場合は、隣接校以外でも選択できるものとするところでございます。

次に、2 点目といたしまして、学校選択制度の抽選時におきまして、通学距離の遠距離通学の児童、いわゆる小学生を優先するというものでございます。希望された学校が、受け入れ枠の関係で抽選になったような場合、本来の指定校までの通学距離が 1.5 キロ以上の小学生については、優先して入学できるよう配慮するものでございます。

3 点目といたしまして、抽選を行った学校については、待機者の待機期間の終了する 2 月下旬に受け入れ枠を再度検討しまして、1 人でも多くの児童・生徒が希望校に入学できるように、再度受け入れを行うというものでございます。

最後に、制度名称の変更でございますが、基本的には指定校と通学区域が指定されているという原則の中から弾力的な運用をしているということで、名称を町田市通学区域緩和制度と変更するものでございます。関係要綱につきましては、8 月 21 日付の施行予定で、現在、例規の審査中でございます。

報告事項 3 は以上でございます。

次に、報告事項 4、鶴川中学校の通学区域についてご報告いたします。鶴川中学校は 2002 年に大蔵町から小野路町に移転・新築いたしましたが、その後の地域の開発等による状況の変化や、学校の適正配置の観点から、改めて通学区域を検討する必要性が生じたため、町田市通学区域検討委員会を設置いたしまして、学識経験者、関係学校長、自治会、PTA 等 15 名の委員によりまして、4 回にわたり検討を行いまして、7 月 30 日付で報告をいただきましたので、委員会に報告するものでございます。

報告の内容でございますが、現在の鶴川中学校学区のうち、金井町、金井四丁目の各一部を、金井中学校の通学区域に変更するものでございます。具体的には後ろの地図の赤い部分でございます。

変更時期につきましては、2014 年 4 月 1 日、平成 26 年度より実施となっております。変更後の鶴川中学校、金井中学校の通学区域につきましては、裏面の 3「通学区域表」に表示してあるとおりでございます。

また、「付帯事項」といたしまして 3 点が挙げられております。1 点目、大蔵町内会の下

大蔵東部地区のうち、主要地方道世田谷町田線より北側は鶴川第二中学校、南側は金井中学校へも入学できるよう配慮すること。具体的には、地図の黄色い部分と水色の部分でございます。この地域は鶴川中学校の遠距離通学地域でもありまして、通学区域を変更することなく、希望により、それぞれの中学校に入学できるよう配慮してほしいという内容でございます。

2点目でございますが、通学区域の変更にあたっては、可能な限り早期に実現するよう努力すること、また、金井中学校の今後の生徒数の推移に留意し、教室数が不足しないよう配慮すること。これにつきましては、報告書の変更時期につきまして、2014年4月1日となっておりますが、実施年度を前倒しできるよう努力してほしいという内容でございます。

3点目でございますが、通学区域変更の対象生徒は、実施日における新1年生からとするということでございます。これはそれぞれの学校のキャパシティの問題もございまして、新1年生から順次実施していくという内容でございます。

以上が報告の内容でございます。

「付帯事項」の(2)の早期実施につきましては、仮に来年度実施する場合、金井中学校の教室が不足し、プレハブ等の対応を実施しないと不可能な状況にあります。現在、9月補正の検討中でございますが、実施にあたっては、補正予算について議会の議決が前提となっております。

報告は以上でございます。

委員長 以上で報告が終わりました。

報告事項3、4に関しまして、何かございますでしょうか。

佐藤委員 学校選択制度の変更等について質問をさせていただきます。この問題は前年度から検討してきたことで、ここでこの結果を否定するものではありませんが、質問や要望を2つ言わせていただきたいと思います。

質問なんですが、小学校に関しては、通学上の安全確保、学校と地域コミュニティの関係、通学区域の広域化、こういう弊害があるので隣接区域に変更するというので、私も納得のできるどころですが、中学校については、部活動等を理由に選択する人も少なくないことから、現行どおりだということで、私もそうかなとは思いますが、通学上の安全確保、学校と地域コミュニティの関係、通学区域の広域化という弊害よりも、部活動等を理由に選択を認めることのほうが理由として上位にあるという説明を、私自身がうま

く説明できないなと今思っております。中学校につきましては、小学校でのその3つの弊害よりも部活動等のほうが優先されるという説明について、ぜひ教えていただきたいなというのが質問です。

それから、これは意見になるかもしれませんが、このままこの制度が進められていって、また時期を見て、検討する時期も来るんだらうと思いますが、学校選択制度はなぜ実施されたのか。あるいはどういう趣旨、意図、ねらいで実施されたのか。あるいはどのような教育効果をねらってこの選択制が実施されたのか。こういう根本に戻ってこの制度を考えていく必要があるのではないかなと思っております。単に選びたい人がいるから選べる形にするというのではなくて、どういう趣旨、意図で選択制度が実施されてきたのかということについて、今後もこの基本に戻っていただきたいなと思っております。

もう1点、これも意見なんですけど、通学距離が主たる課題であるとすれば、鶴川中学校については、先ほどありましたけれども、学区域の見直しも同時に検討すべきことなのではないか。学校によっては、学区域の端っこにあたり、当然のことながら、通学時間、通学距離に関して、おかしいなと思う学区域があるわけです。それは今までの歴史があったり、町内会、自治会の区域分けとか、いろいろなことが絡んでいるので、もちろん簡単ではないと思いますが、通学距離が主たる課題であるとすれば、学区域の見直しも同時に検討していただきたいことではないかなと思っております。

以上です。

教育長 後の2つについて、私からまずお話をしておきたいと思っております。

この制度が発足してからかなりたつわけですが、基本に戻るといってご指摘を今いただきましたが、基本的に町田市の学校選択制度というのは通学距離に着目をしているということで、例えば区部などで行われているような、学校の特徴を前面に出して学校間の競争を促すとかいうこととは趣旨が全く異なりますので、そこを原点にしているということとです。

そういう意味で、今回の変更についても、そこに沿った内容になっているのかなとは思いますが、いずれにしても、新しくこういう形に変更したときに、当然いろいろな問題、課題が出てくるだろうというふうにも思いますので、そういう課題を蓄積して、また一定の時期に見直すべきは見直すということは必要だらうと思っております。

2点目ですが、学区域の見直しについては、今お話もありましたけれども、1つの学区域の端に学校が位置しているという事例がよくあります。それがゆえに今回の「制度内容

の変更」の に「1.5 キロ未満の場合は隣接区域以外も選択できる」ということも出てきたわけですが、さかのぼりますと、いわゆる1年に5校とか4校とかできていた時期があって、それも人口急増にとにかくすぐに対応しなくてはいけないという本当に差し迫った事情の中で学校建設が進んで、かつ、宅地造成あるいは団地進出のスピードが非常に速かったものですから、例えば既存の学校のキャパシティーに合わせて学区を決めるとか、そういういろいろな緊急避難的な学区の設定があったと聞いています。

ですから、そういういろいろな事情の中で現在の学区が決まっているわけですので、ご指摘のような、ちょっといびつな形の学区設定というのが現実には出てきているというのは、率直に言ってそのとおりだと思っています。

ただ、学区は学区としてそれなりの歴史を重ねてくると、やはり学校というのはどうしても地域の中心としての存在というのが出てきますので、学区を合理的に見直すことはなかなか単純にできるものではないというふうには思っていますけれども、先ほど鶴川中学校の学区については報告をいたしました。鶴川中学校についてもこれだけではないわけです。いわゆる宅造なりが進んで、更に新しく学区域の見直しをしなくちゃいけない部分もある。同じ学区域の中に、まだ検討しなくてはいけないほかの部分もありますので、それと同様に、市内の各小中学校の学区域についても、今後もいろいろ住宅の進出等によってどんどん変化してくると思います。それは担当の部署としては不断に見直ししていくことは当然ですけれども、今後心がけていきたいと思っています。

学務課長 先ほど通学上の安全確保、学校・地域・コミュニティの重視、通学区域の広域化に伴う弊害の改善ということで、委員のおっしゃるのは、中学校についても同じような状況があるのではないかというご意見だと思うのですが、この内容につきまして、小学校のみの問題というふうには考えておりません。

やはり小学校も中学校も同じように問題はあるという中で、その内容の頻度といいますか、通学上の安全、小学校1年生と中学生ではまた事情も異なるという部分、あるいは学校の子どもの引き取りの問題等も含めて、どちらかといいますと、小学校のほうが、より課題が大きいという認識のもとに、今回小学校を対象にしたということでございます。また報告書の中では、定期的な見直しも実施してほしいという内容もありますので、状況の中で、ある程度の時期にはまた見直しも必要かと考えております。

佐藤委員 もう1つ、「部活動等」となっているので、この「等」もいろいろあるんだろうとは思いますが、小学校で隣接区域はオーケーとなっているので、中学校もそ

れで十分じゃないかなというのが私の意見です。

それから、公立の小中学校が存在する哲学と言っていいかわかりませんが、地域とつながってこそ、やはり公立の小中学校かな。そういう学校の存在意義を考えると、市内どこから来てもいいよという考え方が、私の考えの中では矛盾してしまうということで、先ほど質問させてもらってお答えをいただきましたけれども、また私なりに考えてみます。

教育長 率直に言って、この件に関しては、百般すべての人を納得させることのできる制度はなかなか難しいなと思っております。今ご指摘をいただいたような課題を内包しつつ、まずは出発をしてみるということで、そういう意味で、あえて第三者による検討委員会を設けて検討をさせていただいたわけですので、まずはこの制度でやってみる。その上でまた課題の検証を進めていくということで考えていきたいと思っています。

委員長 部活動が理由になっている理由の1つとしては、何十年か前までは、各中学校には主立った部活動には指導者がいて、きちんと機能していたものが、今では学校によって、バスケットボールのクラブがあつたりなかったり、バレー部があつたりなかったりというようなことが大変激しくなっていて、指導者不足ということも背景にあるかと思えます。この件については以上で終わります。

次に、報告事項5、6を指導課よりお願いいたします。

指導課長 初めに報告事項5ですが、報告事項6とも若干関連する部分がありますので、続けてご説明をさせていただきます。

報告事項5ですが、「いじめの実態把握のための緊急調査」の結果報告をいたします。これは前回の教育委員会の中でこのような調査を行うというお話はしてありますが、その結果についてございます。

初めに、1番目として「調査の概要」でございますが、趣旨として、「児童・生徒からの情報を的確に把握するとともに、いじめの疑いがあるような事例に対しても、見逃さずに迅速に対応する必要があることから、学校におけるいじめの実態を把握する」という内容でございます。

調査期間は7月18日から7月20日、終業式の日に向けて、忙しい中でとったものであります。対象は小中学校の全児童・生徒です。

2番目の結果ですけれども、初めに、いじめの認知件数については、小学校で16件、中学校で38件挙がっております。このうち、調査の前までに市教委のほうに報告してあった

件数は小学校 5 件、中学校 5 件、それ以外についてはこの調査によって新たに認知されたというものが多くございます。

それから設問の 3 番目のところで、いじめの疑いがあると思われる件数というのは、小学校で 100 件、中学校で 184 件になっております。

設問 4 の ( 1 ) この 100 件、184 件の可能性があると思われる件数のうちで、対応していない件数はございません。

設問 4 の ( 2 ) 可能性のものについて、保護者に状況等を連絡している件数は、小学校で 49 件、中学校で 50 件です。

設問 4 の ( 3 ) 教員等が把握を含めて、この可能性のものについて対応中の件数は、すべてに行っているということになっております。

設問 4 の ( 4 ) 可能性のものについて、警察と相談もしくは相互の関係者を集めて指導等の件数は、あくまでも可能性ということですので、現在はゼロということになっております。

3 番目として、この調査を受けてですが、今回の調査でいじめの認知件数が多く出ているのは、昨今のいじめの報道等、いじめの事件を受けて、いじめの認知における意識が学校の中でも一段と高まって、「いじめの疑いがある」事例の中から、特に注意が必要と判断したものを「いじめ認知件数」に計上している学校が多くあると考えられます。

それから、いじめと認知された主な事例としては、陰口、からかい、物隠し等が挙げられております。また、いじめの疑いがあると思われる主な事例としては、悪口を言われた、嫌がらせをされているのを見た、遊びに入れてもらえなかったなどになっております。

今後、学校の対応としては、可能性のあるものについて、まだ保護者等に連絡をとっていないものについては、さまざまな手段を通して、夏季休業中に保護者と連携をとることになっております。

次に、4 番目の教育委員会の対応ですが、「いじめの疑いがあると思われる件数」のうち、児童・生徒への聞き取りや保護者等の連絡をとっていないものについては、今申し上げたとおり、夏季休業中に聞き取りや連絡をとった上で、「いじめとして認知した事例」、「いじめの疑いがある事例」、すべての事例における対応状況の報告を、市教委のほうに上げていただくことになっております。

なお、教育委員会としては、調査を出して、調査の結果を受けるということだけではなくて、具体的な事例に応じて、必要に応じては指導主事を学校に派遣して、解決に向けて

関係機関と調整をとる等、働きかけていきたいと考えております。また、指導主事の派遣だけではなくて、教育センターの教育相談機能なども十分に活用していきたいと思っております。

次に、教育委員会の対応の2点目ですが、8月の下旬に臨時校長会を開催し、これは先ほど教育長からもあったとおりですが、いじめの未然防止、早期発見、早期解決の徹底を図っていきたいと考えております。

3点目ですが、2学期以降、町田市の小中学校の全児童・生徒に対し、いじめの早期発見、早期解決、また、いじめだけではなくて、子どもたちの学校での悩み等を未然に察知するという意味でも、定期的なアンケート調査を実施していきたいと考えております。この調査についても必要に応じて事務局のほうもかかわっていきたいと思っております。

報告事項5については以上でございます。

統括指導主事 それでは続きまして、報告事項6、問題行動調査の報告について、報告させていただきます。

資料でございますが、グラフに書いてあるところをご覧ください。グラフが6つありますが、それぞれ小中学校に分かれて3項目の調査結果が出ております。暴力行為、いじめの認知件数、不登校の数でございます。

これについては、小学校のいじめの認知件数が昨年度よりも10件ふえているとありますけれども、それ以外はおおむね減少傾向にあると考えております。また、いじめについてでございますけれども、今、課長の話もありましたが、これは昨年度の1年間の件数でございますが、昨年度の時点ですべて解決をしています。

また、裏面をご覧ください。この表はそれぞれの暴力行為、いじめ、不登校、それぞれについての取り組み等を書いたものでございます。数値はご覧になっていただければと思います。この取り組みについて、すべてを通して3点報告をさせていただきます。

それぞれの対応について、まず1点目は、生活指導の徹底というんでしょうか、毅然とした態度を持って指導することです。これは教育委員会からかなり言って、また生活指導でもかなりそういった話をしておりますので、それが学校のほうで大分浸透してきたということがあります。

2点目でございますが、初期対応の徹底、これについても教育委員会としても力を入れているところでございます。例えば不登校につきましては、不登校になる前、不登校の傾向がある児童・生徒について、具体的に言うと、3日間休んでいる。それから7日間断続

的に休んでいる。病気以外でそういった休んでいる傾向にある児童・生徒について、教育委員会に報告をするようにということで義務づけており、それについて1件1件教育委員会と連携をとって解決をしていくということをしております。

3点目でございますが、人的支援をしております。学校サポーター、スクールカウンセラー、そして不登校については都の事業でありますけれども、登校支援員の配置、そういったものを行って、それぞれの問題行動について対応しているところでございます。

以上です。

委員長 以上で指導課の報告が終わりました。

先ほど確認させていただいたことですが、今年度からは報告事項5のほうにありましたアンケートの基準として、いじめと感ぜられる疑いがあるものもすべて挙げていくということで、今年度、もしこのグラフを続けるとすれば、数が非常に多くなり、また次年度以降もその基準で統計を挙げていかれるということではよろしかったでしょうか。

指導課長 今回の調査で、いじめの可能性というところに初めて触れてきているのですが、認知件数と可能性との区切りというか基準の明確なものは示されておりません。ただ、今回の調査で、一連の事件等を受けて、各学校では、例えばからかいがあったというものについて、それがいじめととらえるものなのか、もしくは子ども同士のふざけとか、いわゆるトラブルの中のものなのかを判断するのは非常に難しいところがありますが、学校のほうでは、より重く受けとめて、より注意深く見るという視点を持って調査に臨んでいただきましたので、認知件数がふえたと考えております。今後もより注意深く見られるような基準で見えていただくように働きかけていきたいと思っております。

以上です。

高橋委員 今回の調査は、今までの調査の内容とは少し違って、いじめの疑いがあるような事例に対しても調査できるような内容ということですが、どのような質問内容だったのか、具体的に教えていただけますか。

統括指導主事 調査の内容ということでよろしいですか。

設問番号のところに書いてありますけれども、「いじめと確認できないまでも他の児童・生徒や周辺からの情報により」ということで、調査内容に、友達が困っているとか、何か嫌がらせを受けているとか、そういったものを見たことがありますかとか、また自分自身、学校生活の中で、そういう嫌な思いをしたことがありますかとか、そういった設問になっております。ただ、これについては、各学校の実態に応じた調査項目になっていきますので、



教育委員会がすべて同じようにしていることではないということで、そういった質問事例を示して、学校がそれをアレンジしてやっていくという状況でございます。

教育長 質問事例を後で各教育委員に配ってください。

統括指導主事 承知しました。

井関委員 問題を後で見せていただけるということですが、それを見ればわかるんでしょうけれども、うわさでは、子どもが読んでわかるかなというようなこともあるということですが、実際に調査するときはどういうふうにされたんでしょうか。授業をやったときに、児童・生徒に、先生が1問ずつ質問を説明して、こういうことですよというようなことをやったのか。例えば「だれかに殴られた」というと、「頭に来たからだれだれさんに1回だけ殴られた」と書きますね。そうすると、それはいじめになるかというようなとき、「継続して」というような単語が入っているのかどうか。例えばけんかして、ふざけて1回だけ殴られたぐらいは入れないのかというようなことは、先生から回答の仕方を説明されるんですか。

統括指導主事 今、委員ご指摘の話なんですけれども、まさに1回殴られたから嫌な思いをしたというのも当然入ってくると思います。それを学校のほうが調べて、「ああ、1回たたかれたんだね。嫌な思いしたね」といって、それを挙げるかどうかは学校の判断になりますけれども、そういった微量なものも当然入ってくると思っています。

委員長 そういったものも含めて学校で見守っていきたいということと理解しておりますが、よろしいでしょうか。

井関委員 はい。

教育長 今回の東京都の緊急調査を受けて、当然各学校悉皆でアンケート調査を行ったわけですが、この緊急調査に関して、日本テレビが市内の南成瀬中学校を題材に取材をしたものがDVDで残してありますので、後ほどご覧になっていただきますが、先ほど説明がありましたように、各学校で質問項目をつくった上で、ここにもありますように、いじめと感じているという部分も、設問項目として先生がそれを説明して、各生徒に配って、その結果についても先生がコメントを加えている。そういう場面が内容としてよくとらえられていると思いますので、おおむねそういった形で各校行われていると思いますけれども、後ほどその場面をご覧いただければと思っています。

佐藤委員 意見に近くなると思うのですけれども、対応について2点あります。

1つは、いじめを未然防止するとか、早期発見とか、早期解決、これが当面最も大事なこ

とだろうと思うのですけれども、それとともに、いじめが発生しにくい学校づくりとか、いじめが発生しにくい学級づくりとか、人権教育とかが必要だと思います。いじめがゼロになるということは、今の状態の中では無理だとは思いますが、いじめが発生しにくいような取り組みを、これは学校がやるのか、教育委員会がそれを支援していくのか、それはまた今後検討していくことですが、そういう視点が一方で必要かなと思います。

もう1つは、これは現実としてはとても難しいことだろうと思うのですけれども、これも学校が工夫するのか、教育委員会が支援するのかわかりませんが、マスコミでもかなり指摘する人がいましたけれども、教員と子どもがつながれるといいですか、教員が子どもと一緒にいられる時間、あるいは子どもの様子を見ている時間をどうやってつくれるか。これも今後の研究材料だと思いますけれども、それも今後大事になってくるかなと思います。

以上です。

委員長 大変大事なことだと思います。

教育長 今の佐藤委員のお話で、特に最後のほうの話は、多分いじめに限った話ではないですね。やはり教員が子どもとできるだけ一緒にいられる、触れ合うことがとても大切だと思います。

実はこの前、つい最近の日本教育新聞で、シリーズでずっと教育長へのインタビュー記事を書いているのを読んだ機会があって、ある市の教育長さんの言葉で、子どもにとっての最も重要な教育環境は教師であるというのが紹介されていて、私はとてもいい言葉だな、また真実をついている言葉だなというふうにも思いました。佐藤委員が後段でまさにその点をご指摘になったと思いますので、それは教育委員会としては、率直に言って、ある意味で永遠の課題的な部分もあるわけですが、努力はしていかななくてはならないと本当に思います。

統括指導主事 それでは私から、佐藤委員の最初のご指摘にありました、いじめが発生しにくい学級づくりということですが、これについては、今現在、小中一貫町田っ子カリキュラムで検討をしているところで、規範教育の中で今回非常に大きく力を入れているところが、いじめが発生しにくい学級づくり、また自殺予防、不登校等の対応、不登校を起こさない、そういった学級づくりをするために、どのようなプログラム、またカリキュラムを組んだらいいのかということをして1つの柱にして、今検討しているところでございます。

以上です。

委員長 では、生涯学習センターから、報告事項 7、8、お願いしたいと思います。

生涯学習センター長 生涯学習センターから 2 点報告をさせていただきます。

まず報告事項 7、まちだ市民大学 H A T S 修了生団体紹介冊子の発行についてです。ピンク色の冊子になります。本日発刊に当たっての文書を追加させていただきました。市民大学修了生の団体が現在どのような活動を行っているのかを紹介し、多くの方に市民大学の内容や地域活動に関心を持っていただくことを目的に作成をいたしました。

生涯学習センターの情報提供、学習相談を行うに当たり、資料としても活用してまいります。1,000 部作成いたしまして、市民大学の受講者に配布したほか、生涯学習センター運営協議会など、生涯学習の関係機関に配布する予定でございます。生涯学習センターや図書館などでもご覧いただけます。

続きまして、報告事項 8、第 9 回全国大学コンソーシアム研究交流フォーラムの開催についてです。このフォーラムは大学コンソーシアム相互の情報交換、研究を目的に、年 1 回開催する大会で、加盟組織で持ち回りになっており、今回は相模原・町田地域で開催されます。

テーマは「活力あふれる魅力的な地域社会の創造」、期日は 2012 年 9 月 1 日、2 日、会場はグリーンホール相模大野及び相模女子大学です。一般の方は基調講演とシンポジウムにご参加いただけます。シンポジウムには石阪市長も出演されますので、皆さんにもぜひご参加いただければと思います。参加を希望される教育委員さんがいらっしゃれば、私のほうに申し出ていただければと存じます。8 月 1 日号の広報で周知しまして、申し込み先はさがまちコンソーシアム事務局になります。

報告は以上です。

委員長 ただいまの報告に関しまして何かございますでしょうか。

では、以上で報告事項を終わります。

休憩いたします。この後は非公開案件ですので、関係の方のみお残りくださいますようお願いいたします。

午前 11 時 49 分休憩

---

午前 11 時 52 分再開

委員長 再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

委員長 以上で町田市教育委員会第5回定例会を閉会いたします。

午前11時54分閉会